

令和 7 年 6 月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(令和 7 年度 6 月補正予算等関係)

子 ども 家 庭 部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和7年6月定例会議案説明資料目次

子ども家庭部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第2号	令和7年度鳥取県一般会計補正予算（第4号）		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 子育て王国課 家庭支援課 子ども発達支援課	3 4 5 7
	2 歳入歳出事項別明細書		8
	3 節の明細		11

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第13号	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について	子ども発達支援課	12
第18号	鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例	家庭支援課	13

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	令和6年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	子ども発達支援課ほか	16

議案第2号

議 案 説 明 資 料 総 括 表

子ども家庭部（単位：千円）

課 名	補正前の額	補正額	計	財 源 内 訳				備 考
				国 庫	起 債	その他	一般財源	
(一般会計)								
子 育 て 王 国 課	9,776,980	25,976	9,802,956	0	0	0	25,976	
家 庭 支 援 課	4,624,818	23,152	4,647,970	12,373	0	0	10,779	
子ども発達支援課	1,428,956	25,000	1,453,956	0	<9,000> 18,000	0	7,000	
合 計	15,830,754	74,128	15,904,882	12,373	<9,000> 18,000	0	43,755	県費負担 52,755

(注)起債欄の上段< >書きは、交付税措置を除いた金額である。

県費負担額は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

【説 明】

主な事業

- ・(新)子どもたちの安心安全なネット・SNS利用環境整備・支援事業
- ・(新)県立児童入所・通所施設等における安全性向上促進事業

令和7年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費
 2 項 児童福祉費
 1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7150）
 （単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
放課後児童クラブ設置促進事業	11,939	25,976	37,915				25,976	
トータルコスト	補正前：15,883千円（0.5人）、補正：26,765千円（0.1人）、計：42,648千円（0.6人）							

1事業の目的、概要

仕事と子育ての両立支援のため、昼間保護者がいない家庭の児童を預かる放課後児童クラブの運営費、施設整備に係る費用等を助成する。

2主な事業内容

放課後児童クラブの施設整備における市町村事業計画の変更による県負担金の増額である。

細事業名	内容	当初 予算額	補正 予算額	補正後 予算額
放課後児童クラブ施設整備費	【補助対象経費】 放課後児童クラブの施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 【補助率】1/3 ※別途国が1/3を補助 【事業実施主体】市町村	7,054	25,976	33,030

令和7年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費
2 項 児童福祉費
1 目 児童福祉総務費

家庭支援課（電話：0857-26-7893）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
児童養護施設等体制強化補助事業	192,799	14,869	207,668	7,434			7,435	
トータルコスト	補正前：210,150千円（2.2人）、補正：15,658千円（0.1人）、計：225,808千円（2.3人）							

1 事業の目的、概要

児童養護施設等における体制強化を図るため、国の配置基準を超えて職員を配置する際の人件費や、研修及び実習に係る経費を助成する。

2 主な事業内容

米子市内に児童家庭支援センターを1か所新設（運営者：（福）ぱれっと）することに伴う、児童家庭支援センター運営費の増額補正である。

細事業名	内容	当初予算額	補正予算額	補正後予算額
児童家庭支援センター運営事業	児童家庭支援センター4か所の運営に係る経費（うち、1か所新設。） 補助率：国1/2、県1/2	56,688	14,869	71,557

児童養護施設等整備補助事業	34,020	4,783	38,803	3,189			1,594	
トータルコスト	補正前：38,752千円（0.6人）、補正：5,572千円（0.1人）、計：44,324千円（0.7人）							

1 事業の目的、概要

社会福祉法人が設置する児童養護施設の老朽化に伴う改築に係る経費を補助し、入所する児童等の安全及び環境の改善を図る。

2 主な事業内容

国交付金「次世代育成支援対策施設整備交付金」の交付単価改正に伴う増額補正である。

（令和7年度整備予定：（福）鳥取こども学園の地域小規模児童養護施設「こどもの家いろどり」）

内容	当初予算額	補正予算額	補正後予算額
【補助対象経費】 児童福祉施設等の新設、修理、増改築等に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 【補助率】3/4 【事業実施主体】 児童福祉施設等を運営する社会福祉法人、特定非営利活動法人、営利法人等	34,020	4,783	38,803

令和7年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費 2 項 児童福祉費 1 目 児童福祉総務費
10 款 教育費 6 項 社会教育費 1 目 社会教育総務費

家庭支援課（内線：7076）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
(新)子どもたちの安心安全なネット・SNS利用環境整備・支援事業	0	3,500	3,500	1,750			1,750													
トータルコスト	補正前：0千円（0.0人）、補正：4,289千円（0.1人）、計：4,289千円（0.1人）																			
1 事業の目的、概要 子どもたちがインターネット・SNSを介して被害に遭うことを防止するため、専門家チームを設置して実効性ある対応手法等を検討するとともに、子ども自身が情報リテラシーを高める機会を提供し、さらに被害に遭ってしまった場合の訴訟支援等を行うことにより、子どもたちが安心安全にインターネット・SNSを利用できる環境の一層の整備を図る。																				
2 主な事業内容																				
<table><tr><th>細事業名</th><th>内容</th><th>予算額</th></tr><tr><td>「子どもたちを守るためのインターネット・SNS適正利用推進専門家チーム」設置</td><td>インターネット・SNS適正利用に向けて、小学生、中高生など発達の段階に応じた実効性あるペアレンタルコントロール・フィルタリング方法や啓発手法、性的広告対策等について検討する専門家チームを設置する。</td><td>1,000</td></tr><tr><td>メディアリテラシーを学べる出前講座等の開催</td><td>県内の児童生徒を対象に、メディアリテラシーを学べる出前講座等を開催する。 ・謎解きゲームを活用して誤情報を見分けるためのファクトチェック等のスキルを学ぶ出前講座を実施 ・地元企業と連携し、放課後子供教室等に専門人材を派遣し出前講座を実施【社会教育課事業】</td><td>1,500</td></tr><tr><td>インターネット・SNSへの悪質な投稿等の被害に遭った子どもの支援</td><td>インターネット・SNSへの悪質な投稿により被害に遭った子ども及びその保護者が、投稿の削除要請等の対応を行いやすい環境を整えるため、弁護士への相談や削除請求等に係る費用を支援する。</td><td>1,000</td></tr></table>									細事業名	内容	予算額	「子どもたちを守るためのインターネット・SNS適正利用推進専門家チーム」設置	インターネット・SNS適正利用に向けて、小学生、中高生など発達の段階に応じた実効性あるペアレンタルコントロール・フィルタリング方法や啓発手法、性的広告対策等について検討する専門家チームを設置する。	1,000	メディアリテラシーを学べる出前講座等の開催	県内の児童生徒を対象に、メディアリテラシーを学べる出前講座等を開催する。 ・謎解きゲームを活用して誤情報を見分けるためのファクトチェック等のスキルを学ぶ出前講座を実施 ・地元企業と連携し、放課後子供教室等に専門人材を派遣し出前講座を実施【社会教育課事業】	1,500	インターネット・SNSへの悪質な投稿等の被害に遭った子どもの支援	インターネット・SNSへの悪質な投稿により被害に遭った子ども及びその保護者が、投稿の削除要請等の対応を行いやすい環境を整えるため、弁護士への相談や削除請求等に係る費用を支援する。	1,000
細事業名	内容	予算額																		
「子どもたちを守るためのインターネット・SNS適正利用推進専門家チーム」設置	インターネット・SNS適正利用に向けて、小学生、中高生など発達の段階に応じた実効性あるペアレンタルコントロール・フィルタリング方法や啓発手法、性的広告対策等について検討する専門家チームを設置する。	1,000																		
メディアリテラシーを学べる出前講座等の開催	県内の児童生徒を対象に、メディアリテラシーを学べる出前講座等を開催する。 ・謎解きゲームを活用して誤情報を見分けるためのファクトチェック等のスキルを学ぶ出前講座を実施 ・地元企業と連携し、放課後子供教室等に専門人材を派遣し出前講座を実施【社会教育課事業】	1,500																		
インターネット・SNSへの悪質な投稿等の被害に遭った子どもの支援	インターネット・SNSへの悪質な投稿により被害に遭った子ども及びその保護者が、投稿の削除要請等の対応を行いやすい環境を整えるため、弁護士への相談や削除請求等に係る費用を支援する。	1,000																		

令和7年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費
2 項 児童福祉費
5 目 児童福祉施設費

子ども発達支援課（内線：7865）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）県立児童入所・通所施設等における安全性向上促進事業	0	25,000	25,000		<9,000> 18,000		7,000	県費負担 16,000
トータルコスト	補正前：0千円（0.0人）、補正：25,789千円（0.1人）、計：25,789千円（0.1人）							

1 事業の目的、概要

令和7年3月の総合療育センターにおける死亡事案の発生等を受け、入所児童の安心・安全な環境整備を進めるため、県立障害児入所（通所）施設、児童相談所（一時保護施設）及び児童自立支援施設において、「緊急安全総点検」を実施した。この実施結果を踏まえ、安全性を更に高めるための施設・設備整備を実施する。

2 主な事業内容

（1）整備対象施設

- ア 障害児入所（通所）施設
総合療育センター、鳥取療育園、中部療育園、皆成学園
- イ 児童相談所（一時保護施設）
福祉相談センター、倉吉児童相談所、米子児童相談所
- ウ 児童自立支援施設
喜多原学園

（2）主な環境整備例

- ア 総合療育センター
 - ・老朽化により機器の保守が困難であるため、機械入浴装置を更新する。
 - ・現在使用しているスケール（体重測定機能）付きストレッチャーについて、より安全性の高いものに更新する。
- イ 中部療育園
 - ・建物の出入口の自動ドアの開閉ボタンについて、児童の手が届かない位置に移設する。
- ウ 皆成学園
 - ・自傷行為がみられる児童の安全性を確保するため、居室の壁をやわらかい素材のものに変更する。

（注）起債欄のくゝ書きは交付税措置額を除いた額である。
県費負担額は、起債欄のくゝ書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和7年度 一般会計補正予算(第4号)歳入歳出事項別明細書(子ども家庭部)

(単位:千円)

款 項 目 節		3 款 民生費							
		2 項 児童福祉費						1 目 児童福祉総務費	
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額
1	報 酬	289,760		289,760	289,597		289,597	276,422	
2	給 料	1,276,616		1,276,616	1,217,876		1,217,876	1,217,876	
3	職 員 手 当 等	876,978		876,978	845,568		845,568	845,568	
4	共 済 費	507,673		507,673	487,438		487,438	487,312	
	職員に係るもの(給与費)	464,376		464,376	444,141		444,141	444,141	
	賃金に係るもの(その他)	43,297		43,297	43,297		43,297	43,171	
5	災 害 補 償 費								
6	恩 給 及 び 退 職 年 金								
7	報 償 費	61,377	200	61,577	45,901	200	46,101	12,232	200
8	旅 費	30,779	800	31,579	28,382	800	29,182	19,880	800
	費 用 弁 償	14,296		14,296	14,181		14,181	12,012	
	普 通 旅 費	11,032		11,032	9,752		9,752	4,591	
	特 別 旅 費	5,451	800	6,251	4,449	800	5,249	3,277	800
9	交 際 費	100		100	100		100	100	
10	需 用 費	106,577		106,577	103,769		103,769	14,489	
	食 糧 費	672		672	589		589	325	
	そ の 他 の 需 用 費	105,905		105,905	103,180		103,180	14,164	
11	役 務 費	20,873		20,873	18,506		18,506	9,416	
12	委 託 料	3,122,791	6,000	3,128,791	3,079,286	6,000	3,085,286	567,215	1,000
13	使用料 及び 賃借料	50,592		50,592	48,084		48,084	19,208	
14	工 事 請 負 費	147,342		147,342	147,342		147,342	9,603	
15	原 材 料 費								
16	公 有 財 産 購 入 費	3,101		3,101	3,101		3,101	3,101	
17	備 品 購 入 費	17,508	20,000	37,508	17,508	20,000	37,508	300	
18	負担金、補助及び交付金	7,796,795	46,628	7,843,423	6,508,734	46,628	6,555,362	5,308,951	46,628
19	扶 助 費	245,564		245,564	244,401		244,401	127,943	
20	貸 付 金	6,600		6,600	6,600		6,600	6,600	
21	補償、補填及び賠償金								
22	償還金、利子及び割引料	759,239		759,239	759,239		759,239	759,239	
23	投 資 及 び 出 資 金								
24	積 立 金	11,991		11,991	11,991		11,991	11,991	
25	寄 付 金								
26	公 課 費	47		47	47		47		
27	繰 出 金	2,526		2,526	2,526		2,526		
	予 備 費								
	計	15,334,829	73,628	15,408,457	13,865,996	73,628	13,939,624	9,697,446	48,628
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	1,759,666	12,123	1,771,789	1,718,648	12,123	1,730,771	558,293	12,123
	地 方 債	176,000	18,000	194,000	176,000	18,000	194,000	25,000	
	そ の 他	1,344,031		1,344,031	1,344,031		1,344,031	920,007	
	一 般 財 源	12,055,132	43,505	12,098,637	10,627,317	43,505	10,670,822	8,194,146	36,505

令和7年度 一般会計補正予算(第4号)歳入歳出事項別明細書(子ども家庭部)

(単位:千円)

（単位：千円）

款 項 目 	
---	--

令和7年度 一般会計補正予算(第4号)歳入歳出事項別明細書(子ども家庭部)
(単位:千円)

款 項 目

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
3 款 民生費		
2 項 児童福祉費		
1 目 児童福祉総務費		
負担金、補助 及び交付金	鳥取県子ども・子育て支援施設整備交付金	25,976
	鳥取県児童家庭支援センター運営事業費補助金	14,869
	鳥取県次世代育成支援対策施設整備費補助金	4,783
	子どもたちの安心安全なネット・SNS利用支援補助金	1,000

条例名等	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
提出理由及び概要	1 提出理由 法律上県の義務に属する死亡事故による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。 2 概要 （１）和解の相手方 甲 米子市 個人 乙 境港市 個人 （２）和解の要旨 県は、損害賠償金19,245,383円を甲に、16,645,384円を乙に、それぞれ支払うものとする。 3 事故の概要 （１）事故の発生年月 平成30年12月28日 （２）事故の発生場所 鳥取県立皆成学園 （３）事故の状況 鳥取県立皆成学園に入所中であった和解の相手方甲及び乙の子が、同学園内で入浴中、てんかん発作が原因となって浴槽で溺死したものである。 ※和解の相手方氏名及び住所の表記について、個人情報に特に配慮することが和解の相手方との和解条件となっている。

条例名等	鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例
提出理由及び概要	1 提出理由 青少年の容貌の画像情報を加工して作成した児童ポルノ等の作成、製造及び提供を防止するため、当該行為が行われた場合の命令及び公表について定める等、所要の改正を行う。 2 概要 (1) 知事は、青少年の容貌の画像情報を加工して作成したものを含む児童ポルノ等の作成、製造及び提供をした者に対して、期限を定めて、当該児童ポルノ等の廃棄、削除その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。 (2) 知事は、(1)による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その者の氏名若しくは名称又はこれらに代わる呼称及び当該命令の内容を公表することができるものとする。この場合、当該公表による青少年の心身への影響に十分配慮するものとする。 また、命令を受けた者が当該命令に従わないときは、5万円以下の過料に処する。 (3) 青少年の容貌の画像情報を加工して作成したものを含む児童ポルノ等の作成、製造及び提供をしたときは、当該違反行為をした者は、5万円以下の過料に処する。 (4) 県は、この条例に定める事項に違反する行為により被害を受けた青少年及びその家族に対して、適切な支援を受けられるようにするとともに、財政措置も含め必要な施策を講ずるものとする。 (5) その他所要の規定の整備を行う。 (6) 施行期日等 ア 施行期日は、公布の日から起算して1月を経過した日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章～第5章 略 第6章 罰則（第26条－<u>第30条</u>） 附則 （県の責務） 第3条 略 2 略 <u>3 県は、この条例に定める事項に違反する行為により被害を受けた青少年及びその家族に対して、適切な支援を受けられるようにするとともに、財政措置も含め必要な施策を講ずるものとする。</u> （児童ポルノ等の作成、製造及び提供の禁止） 第18条の3 略 2 略 <u>3 知事は、前2項の規定に違反した者に対して、期限を定めて、当該児童ポルノ等の廃棄、削除その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</u> <u>4 知事は、前項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その者の氏名若しくは名称又はこれらに代わる呼称及び当該命令の内容を公表することができる。この場合、当該公表による青少年の心身への影響に十分配慮するものとする。</u> 第27条 略 <u>第28条 第18条の3第1項又は第2項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、5万円以下の過料に処する。</u> <u>2 第18条の3第3項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、5万円以下の過料に処する。</u> <u>第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の過料を科する。</u>	目次 第1章～第5章 略 第6章 罰則（第26条－<u>第28条</u>） 附則 （県の責務） 第3条 略 2 略 （児童ポルノ等の作成、製造及び提供の禁止） 第18条の3 略 2 略 第27条 略

第30条 略

第28条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県青少年健全育成条例第18条の3第3項及び第4項の規定は、この条例の施行後に同条第1項又は第2項の規定に違反した者について適用する。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和6年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

子ども家庭部(単位:円)

款	項	事業名	課名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
						既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
							国庫支出金	分担金及び負担金	その他	地方債	
3 民生費	2 児童福祉費	総合療育センター 自動火災報知設備更新工事費	子ども発達支援課	31,715,000	30,616,000	130,000				27,000,000	3,486,000
4 衛生費	1 公衆衛生費	産後ケア実施のため 施設整備支援事業費	家庭支援課	6,000,000	3,000,000						3,000,000
子ども家庭部 合計				37,715,000	33,616,000	130,000				27,000,000	6,486,000